

第 1 回検討会における主な意見

(事務局にてまとめたもの)

(定義)

- ・事務機器の定義に規定されているカードせん孔機、タイプライターなど用語が古い。
- ・事務所と事務作業の概念を分けて考えるべき。

(空気環境)

- ・換気が悪いと二酸化炭素濃度が上昇しがちなことに留意すべき。また、冬場など相対湿度が低くなりがちである。

(照明)

- ・現在の事務作業の実態に応じた照度の設定をすべき。
- ・照度不足を感じる要因は、文字の小ささ等、実際の照度不足以外の要因も考えられる。

(トイレ)

- ・実態だけでなく、衛生基準としてあるべき考え方も視野に入れるべき。
- ・多機能トイレを含め独立個室型のトイレは、事務所基準でどのような取扱いか。
- ・事業場規模により実態が異なるのではないか。
- ・性的マイノリティへの配慮も視野に入れるべきではないか。
- ・これまでどおり男女別とする規定を維持しつつ、その上で多様な労働者にも配慮を。

(休養設備)

- ・事業場規模により常設する負担は大きい。特に男女別の整備は厳しい。
- ・静かに休む環境が確保されれば、休憩設備とも共通点があるのではないか。
- ・性的マイノリティへの配慮も視野に入れるべきではないか。
- ・これまでどおり男女別とする規定を維持しつつ、その上で多様な労働者にも配慮を。(再掲)

(清掃)

- ・ねずみ、昆虫等の防除を一律に行うことは、現在の事務所の実態に合わない場合も多いのではないか。
- ・商業施設と混在している複合施設などを念頭におくと、ねずみ、昆虫等の防除が必要な場合もあり、建築物衛生法でも延べ面積が 3000 m²以上の事務所にはねずみ、昆虫等の防除が義務付けられている。

(その他)

- ・事務作業の多様化に柔軟に対応すべき。例えば、立業のためのいすはよいが、拘束姿勢がよくないという趣旨が重要。